

奈良の木の家づくり補助 事業実施要領

(奈良県地域認証材住宅助成事業実施要領)

第1 趣旨

この実施要領は、奈良県地域認証材住宅助成事業を円滑に実施するため、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月28日奈良県規則第8号）及び奈良県地域認証材住宅助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

第2 住宅の建築基準等

- (1) 県内に木造軸組工法で建築される新築の1戸建て専用住宅であること。
- (2) 奈良県地域認証材（以下「認証材」という。）を構造材に5 m³以上使用すること。
- (3) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に適合する住宅であること
- (4) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（建築一式工事）を受けて建設業を営んでいる者（以下「建設業者」という）と建築工事請負契約（自らが建築主となる場合を含む。）を締結し、建築されたもの。

第3 利用申し込み

補助金の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、要綱第6の補助金の交付申請に先立ち、建築工事請負者、製材業者等と連携して補助対象事業の計画を作成し、その内容を記載した利用計画書（別記様式1、以下「利用計画書」という。）を別に定める募集期間内に奈良県地域材認証センター（以下「認証センター」という。）を経由して提出すること。

2 利用計画書に必要な添付書類は次のとおりとする。

ただし、第2号に掲げる書類を募集期間内に提出できない場合、補助金交付申請書を提出するまでにすみやかに提出すること。

- (1) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可証（建築一式工事）の写し
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認済証の写し（建築確認申請が不要なものは、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届の写し）
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 認証材の構造材使用予定内訳書（別記様式2）
- (6) 製材業者等から徴収した構造材に使用する認証材の使用見込量のわかる書面
- (7) 事務委任状（別記様式3、ただし、建築主が自ら事務を行う場合を除く。）
- (8) その他知事が必要と認めるもの

第4 補助金利用予定者の選定

要綱第3の補助金の利用予定者（以下「利用予定者」という。）は、補助金の交付要件に適合する利用計画（以下「利用可能計画」という。）を提出した者の中から、利用可能計画ごとに選定する。

2 利用可能計画が募集予定を超える場合の利用予定者の選定方法等は、第3第1項の募集期間とともに別に定める。なお、複数の利用可能計画を提出した者を利用予定者に選定する場合は、その者の選定数に制限を加えることがある。

3 利用予定者の選定結果の通知は、別記様式4又は別記様式5により行う。

第5 変更及び辞退

利用予定者は、次に掲げる各号のいずれかに該当することとなる場合、遅滞なく利用計画変更申請書（別記様式6）に必要な書類を添付し、認証センターを経由して提出すること。

- (1) 認証材の使用量に変更が生じ、補助金利用可能額が変わる場合
 - (2) 屋根の小屋組工事の完了予定年月日が2週間以上変わる場合（利用予定者決定通知書に記載された完了期限を超える場合を除く）
- #### 2 前項第1号の場合に提出する利用計画変更申請書に必要な添付書類は次に掲げるもので、当該変更後の内容を示すものとする。ただし、変更前の利用計画書に添付した書類

と内容に変更のないものについては添付を省略できる。

- (1) 第3第2項第1号から第4号に掲げる書類
 - (2) 変更後の認証材等の構造材使用予定内訳書（別記様式2）
 - (3) 製材業者等から徴収した変更後の認証材の使用見込量のわかる書面
 - (4) その他知事が必要と認めるもの
- 3 第1項第2号の利用計画変更申請書に必要な添付書類は、当該変更理由の根拠を示すために必要なものとする。
- 4 利用予定者は、選定された利用可能計画の内容に変更が生じ、要綱第3の基準を満たさなくなる場合、又は、屋根の小屋組工事の完了予定年月日が利用予定者決定通知書に記載された完了期限を超える場合は、遅滞なく利用辞退届（別記様式7）を認証センターを経由して提出すること。
また、本事業を中止し、又は廃止しようとする場合も、利用辞退届を認証センターを経由して提出すること。
- 5 利用計画変更申請に関する申請者への通知は、第4第3項の例による。
- 6 県及び認証センターは、必要に応じ、利用予定者に対して状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 7 県は、利用予定者による利用計画の達成が困難と認めるときは、利用予定者としての決定を取り消すことができる。

第6 補助金の交付申請等

利用予定者は、遅くとも屋根の小屋組工事が完了する7日前までに、補助金交付申請書に使用状況確認申請書（別記様式8）を添えて提出しなければならない。

- 2 要綱第6に規定する補助金交付申請書に必要な添付書類は次のとおりとする。ただし、利用計画書（変更の承認を受けた時は、利用計画変更計画書とする。）に添付した書類と内容に変更のないものについては添付を省略できる。
- (1) 第3第2項第1号から第4号に掲げる書類
 - (2) 認証材の構造材使用内訳書（別記様式2）
 - (3) 奈良県地域材認証登録業者が発行した認証材の納品数量、内訳のわかる書面
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の添付書類のうち、やむを得ない理由により補助金交付申請の提出時に添付できないものについては、第7の認証センターによる使用状況の確認時まで提出すること。

第7 使用状況の確認

利用予定者は、屋根の小屋組工事が完了し、かつ認証材等の使用状況が確認できる段階で、認証センターによる使用状況の確認を受けるものとする。

- 2 第6第1項の使用状況確認申請を受けた認証センターは、その使用状況を確認し結果を速やかに県に報告すること。

第8 実績報告

要綱第8に規定する実績報告書に中間検査合格証（建築基準法第7条の3第5項）の写し（中間検査が必要なものに限る）を添付して提出すること。

第9 交付請求期日

要綱第13第3号の期日は、補助金の交付の決定を受けた年度の2月末日とする。

第10 協力義務等

補助金の交付申請を行った者は、第7第1項の使用状況の確認に協力しなければならない。

- 2 利用予定者は、当該住宅を建築するにあたり、県産材を特徴的に使用するよう努めるとともに、県等からの要請があった場合、建築現場の見学会や事例紹介などの県産材の普及啓発活動に積極的に協力するものとする。

附則 この要領は平成23年4月 1日から施行する。